

## フォローアップ研修参加申込者からの質問等一覧 (平成 26 年度 7～9 月分)

番号	質 問	回 答
1	<p>監査実務に必要な関連法規の基礎として、政治資金規正法には外国人からの寄附が制限されているが、外見からして外国人であるか否か判別しにくい場合には。</p>	<p>政治資金規正法上、「外国人」とは「日本の国籍を有しない自然人をいい、外国の国籍を有する者と無国籍の者がこれに該当する」と解されており、この概念にあてれば、政治資金規正法第 22 条の 5 により寄附を受けてはならないこととされています。</p> <p>なお、政治資金監査は支出のみを対象としています。</p>
2	<p>「国会議員に係る公職の候補者」のうち、“国会議員に係る公職の候補者になろうとする者”の定義を教えてください。</p> <p>例えば平成 24 年の第 46 回衆院選に立候補し落選した X は、平成 24 年については国会議員に係る公職の候補者であることに疑問の余地はないが、衆院及び参院の選挙に立候補しなかった平成 25 年については、国会議員に係る公職の候補者又は当該候補者になろうとする者に該当するのか。</p> <p>(政党支部の代表者であるか否かによって判断が変わるのか、も含めてご教示いただきたい)</p>	<p>「公職の候補者になろうとする者」とは、立候補の意思を有している者はもちろん、客観的に立候補の意思を有していると認められる者も含まれるとされており、この概念にあてれば、「公職の候補者になろうとする者」となります。</p> <p>なお、政党の支部について、政治資金規正法第 19 条の 7 第 2 項では、国会議員に係る選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられる政党の支部のうち、国会議員に係る公職の候補者が代表者であるものを国会議員関係政治団体とみなすとしています。</p>
3	<p>監査の質が落ちるのは依頼者と親しい関係者が就任しているためで、毎年交替制にしたらいかがか。</p>	<p>政治資金監査においては、外部性の確保が重要であり、政治資金監査の対象となる国会議員関係政治団体との間に密接な身分関係を有する登録政治資金監査人については、政治資金規正法において業務制限が設けられています。</p> <p>またそれ以外にも、「政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ」(平成 26 年 3 月)で行った検討を踏まえて、業務制限に関する Q &amp; A について、特にご留意いただきたい点につき、改定や追加を行ったところです。</p>

		<p>お尋ねの「同一の国会議員関係政治団体の政治資金監査を一定期間以上継続して行った場合」については、平成 21 年分の収支報告書より政治資金監査が開始されて、5 回目の監査が行われたところであり、当面は状況を注視し、今後必要に応じて更なる検討を行うことが適当であると、当委員会としては考えております。</p>
4	<p>支出目的書の割愛について、政治資金監査に関する研修テキストの P. 61 金融機関が作成した振込明細書に支出の目的が記載されているとき(会計責任者による追記も差し支えない)の場合は、支出目的書の提出は不要とありますが、その振込明細書は金融機関に限定されるのか。コンビニ等で振込した場合も上記と同様に取り扱いしてもよろしいか。</p>	<p>お尋ねの場合が、コンビニに設置されている ATM で振り込んだときであれば、その際に発行される書面に、当該書面を発行した金融機関名、支出の金額及び年月日が記載されている場合、当該書面は振込明細書に該当します。この振込明細書に支出の目的が記載されている場合(会計責任者が当該振込明細書の余白に支出の目的を記載した場合を含む。)には、改めて支出目的書の作成を求める必要はなく、支出の目的を確認できたこととなります。(政治資金監査に関する Q &amp; A V-35 と同旨)</p>
5	<p>パーキングメーター管理法人に対する支払ですが、一般的に住所はどこになるのでしょうか。</p>	<p>領収書等に支出を受けた者の住所の記載がない等の理由により、会計帳簿の備考欄に記載すべき住所が明らかでない場合であっても、政治団体の会計責任者は、法の規定に基づき、可能な範囲で調査の上、住所の記載に努めることが求められています。</p> <p>しかし、コインパーキングや個人タクシーに係る支出など、会計帳簿の備考欄に記載すべき住所が事実上又は社会通念上、特定することが困難であると客観的に判断される場合には、住所不明である旨又は一部を省略した住所を記載することもやむを得ず、この場合政治資金監査においては、不備とは扱わないこととしています。</p> <p>お尋ねの場合、管理法人に問い合わせる等できる限り調査していただくことが望ましいですが、住所の特定が困難と客観的に判断される事例にあ</p>

		<p>たる場合もあると考えられます。        (「政治資金監査に関する研修テキスト」 p57「住所の特定が困難な場合について」と同旨)</p>
6	<p>NTT ファイナンスに対する支払いですが、通常は「電話料」ということで特に支出目的書は作成していませんでした。(公共料金と同様に扱っていましたが)しかし、最近のNTT ファイナンスは電話料に限らず土地などのリースも事業としてしているようです。金額を見る限りでは電話料なのですが、支出目的書を提出する必要があるのでしょうか。10,000 円に満たない金額ですがいかがでしょうか。</p>	<p>ご質問の書面が領収書等と振込明細書、どちらに該当するかによって支出の目的の確認方法が異なる場合がありますが、いずれの場合についても支出の目的をご確認いただく必要があります。この点については、支出の金額の多寡によって異なるところではありません。なお、収支報告書に併せて提出すべき領収書等又は振込明細書の写し、振込明細書に係る支出目的書は、1 万円を超える支出に係るものとなります。</p> <p>①領収書等に該当する場合        領収書等とは、支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他支出を証すべき書面とされていますが、支出の目的等必要記載事項に不備があるときは、「政治資金監査に関する研修テキスト」 p53、54 でお示ししているように、発行者情報を含む当該領収書等の記載事項と会計帳簿の記載事項が整合的であるかを確認する、もしくは当該支出の内容を示す請求書等の書類と当該領収書等の記載事項とを併せて、会計帳簿の記載と整合的であるかどうかを確認することとなっています。</p> <p>②振込明細書に該当する場合        金融機関が発行した振込明細書で支出の金額、年月日が記載されたものについては、振込明細書に係る支出目的書の作成を会計責任者に求め、これらを併せて支出の確認を行うこととなります。        なお、振込明細書に支出の目的が記載されている場合(会計責任者が当該振込明細書の余白に支出の目的を記載した場合を含む。)は、振込明細書</p>

		<p>に係る支出目的書の作成を求める必要はなく、支出の目的を確認できたこととなります。</p> <p>(「政治資金監査に関する研修テキスト」 p53、54、61 と同旨)</p>
7	より実効性のある制度とするための改革は進んでいるか。	<p>当委員会では、政治資金監査マニュアルを補完する当委員会の見解を示したり、「政治資金監査に関するQ&amp;A」として公表し、フォローアップ研修等も活用して周知を図っています。最近では、「政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ」(平成26年3月)で行った検討を踏まえて、業務制限に関して特にご留意いただきたい点につき、Q&amp;Aの改定や追加を行い、監査人のみなさまに「政治資金監査に関するQ&amp;A」の新しい冊子をお送りしたところです。</p> <p>このように、政治資金監査の適確な実施について必要な指導及び助言を行い、制度の改善・充実を図っているところです。</p>
8	地方議会において、政治資金監査を制度化する動きはどれくらいあるか。総務省政治資金適正化委員会はその動きをどう促進し、フォローするのか。	<p>政治資金監査の対象政治団体について、制度創設時には様々な議論があったものの、まずは国会議員及びその候補者に係る政治団体を対象とすることで、各政党間で合意がなされました。今後のあり方については、各党各会派その他の関係者において、改めて議論いただくべきものと考えているところです。</p> <p>なお、当委員会では、ご質問のような動きは把握しておりません。</p> <p>(過去の回答と同旨)</p>
9	政治資金監査人が法的責任を問われた事例はあるのか。	<p>当委員会では、そのような事例について把握しておりません。</p> <p>なお、政治資金監査報告書に虚偽の記載をした者や、政治資金監査の業務に関して知り得た秘密を漏らした者は、政治資金規正法上、罰則の対象とされています。</p> <p>また、政治資金監査を行うに当たって弁護士、公認会計士又は税理士とし</p>

		<p>での信用を傷つけ、品位を害するような行為をした場合には、弁護士法、公認会計士法又は税理士法上の信用失墜行為として、懲戒処分の対象となりうるとされているところです。</p> <p>(「政治資金監査に関する研修テキスト」 p33、34 と同旨)</p>
--	--	---